

男鹿市条例第4号

男鹿市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市長期継続契約に関する条例（平成21年男鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 車両又は<u>電子計算機（ソフトウェアを含む。）</u>、複写機 その他事務機器の賃貸借契約及び保守管理契約</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの又は毎年4月1日から経常的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたる契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもので市長が特に認めるもの</u></p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 車両又は<u>電子計算機</u>、複写機その他事務機器の賃貸借契約及び保守管理契約</p> <p>(2) (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。